

生食発 0125 第 2 号
28 生畜第 1204 号
平成 29 年 1 月 25 日

各

| |
|---------|
| 都道府県知事 |
| 保健所設置市長 |

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

農林水産省生産局畜産部長

健康牛の B S E 検査の見直しについて（依頼）

平成 13 年 9 月に国内で初の B S E 感染牛が確認されて以降、諸般の B S E 対策への取組をお願いしてきたところですが、近年の国内外における B S E のリスクの低下を踏まえ、食品安全委員会の科学的な評価に基づき、対策を順次見直しているところです。

今般、食品安全委員会から、国内でと畜される 48 か月齢超の健康牛の B S E 検査について、B S E 検査を廃止しても人への健康リスクは変わらないとする評価結果の答申があったことから、厚生労働省においても 48 か月齢超の健康牛の B S E 検査の廃止について、パブリックコメント、審議会報告等を経て、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号。「以下「省令」という。」）を改正し、平成 29 年 4 月 1 日に施行することを予定しています。

地方自治体からは、全国一斉に健康牛の B S E 検査が見直されるよう国が調整してほしいとの要望をいただいております。貴職におかれましては、改正後の省令の施行時において、平成 25 年 7 月に健康牛の B S E 検査の検査対象月齢を 48 か月齢超に引き上げたときと同様に、全地方自治体において一斉に健康牛の B S E 検査の見直しが行われるようお願いいたします。

なお、健康牛の B S E 検査の見直し以降も、生体検査で神経症状等を示す牛の B S E 検査、と畜場等における特定危険部位の除去、飼料規制等の B S E のリスク管理措置は引き続き実施されます。

国としても、今後とも、国産牛肉の安全性について、国民に対し丁寧な説明を行ってまいりますので、貴職におかれましても、こうした状況を御理解の上、消費者、生産者、流通業者等の関係者の理解を得ながら準備を進めるようお願いいたします。